

第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 ～9月はアルツハイマー月間です～ あれ？物忘れかな？と思ったら、まずは相談を！

☎ 長寿課(☎62-1063)

認知症は誰もがなり得るものであり、多くの人にとって身近なものです。早く気付くことで、これからの生活に向けた準備ができます。気になることがあれば早めに相談しましょう。

◆認知症のチェックをしてみましょう！

- 物忘れ（置き忘れ、しまい忘れ）が多くなってきた。
- 同じことを何回も聞く、言う。
- 日常生活の中で、不安に思うことや確認することが多くなった。
- 最近、怒りっぽい。ささいなことで怒り出す。
- 意欲がなくなった。自分から何もしない。
- 会話の途中で言いたいことを忘れ、何を言いたいかわからないことが増えた。

いくつか当てはまる時は、
認知症のサインかも
しれません。



◆早期診断・早期治療につなげましょう！

まずは本人の状況をよく知っている**身近なかかりつけ医**、または**お住まいの地区を担当する地域包括支援センター**に相談しましょう。センターには、認知症でお困りの人や不安を感じている家族から相談を受ける「認知症地域支援推進員」、認知症の人や家族に対して早期に関わり、診断・対応に向けた支援を行うチーム「認知症初期集中支援チーム」があります。認知症を疑うサインを見逃さず気軽に相談してください。

◆相談窓口

地域包括支援センター	場所	担当地区	問合せ
富士松	観寿々会総合福祉センター	富士松中学校区	62-3033
雁が音	一ツ木福祉センター	雁が音中学校区	21-3561
中部	刈谷豊田総合病院	小高原・住吉・日高小学校区	28-6071
中央	高齢者福祉センターひまわり	亀城・衣浦小学校区	23-0280
依佐美	介護老人保健施設かりや	依佐美中学校区	63-5235
朝日	南部福祉センターたんぽぽ	朝日中学校区	63-6700

戦没者などのご遺族の皆さんへ

第11回特別弔慰金を令和5年3月31日金までにご請求ください。

請求期限を過ぎると受ける権利がなくなります。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

対 戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日時点で公務扶助料や遺族年金などを受けない場合、次の順番による優先順位の遺族1人

- ① 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ② 戦没者などの子
- ③ 戦没者などと生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(令和2年4月1日時点で遺族以外の人と婚姻したことにより姓が変わっている人、または遺族以外の人と養子縁組をしている人を除く)
- ④ 上記③以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ⑤ 上記①から④以外の3親等内の親族(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係があった人に限る)

持 本人確認書類、印鑑（スタンプ印不可）、令和2年4月1日以降に取得した請求者の戸籍抄本
※過去に特別弔慰金を請求したことがない人は、他にも必要な書類があるので、生活福祉課へ問い合わせてください。

申 令和5年3月31日(金)までに直接、生活福祉課へ。

他 該当の人が市外にお住まいの場合は、住所地の市区町村役場で確認してください。

問 生活福祉課(☎62-1038) ID 1002404